

第2次成田市防犯まちづくり推進計画

平成23年3月



目次

はじめに

第1章 推進計画の基本的事項

- 1. 推進計画策定の趣旨 3
- 2. 推進計画の性格と期間 4

第2章 成田市における犯罪の発生状況

- 1. 刑法犯認知件数の推移 7
- 2. 罪種別認知件数の推移 9
- 3. 窃盗犯罪の推移 11
- 4. 地域別にみる窃盗犯罪の発生状況 13
- 5. 成田国際空港警察署管内の刑法犯認知件数 15
- 6. 不審者情報の状況 16

第3章 市民意識調査の結果分析

- 1. 調査の目的と内容 19
- 2. 防犯関連設問の調査結果 19

第4章 推進計画の目標と対象範囲

- 1. 推進計画の目標 25
- 2. 推進計画の対象範囲 25
- 3. 成果指標の設定 26
- 4. 施策の体系 27

第5章 重点事項別施策

- 重点事項1. 自主防犯意識の醸成 31
 - (1) 各種広報媒体を活用した啓発 31
 - (2) 防犯まちづくりハンドブックの作成 32
 - (3) 防犯に関する講演、講習会の開催 32
 - (4) 防犯情報のメール配信 33
- 重点事項2. 自主的な防犯活動の推進 34
 - (1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成 34
 - (2) 自主防犯活動団体への物品支援 35
 - (3) 自主防犯活動団体の活動事例紹介 35
 - (4) 自主防犯活動団体との連携活動 36
 - (5) 防犯指導員の活動活性化 36

(6) 事業者による協力活動の促進	37
(7) 防犯かけこみ 110 番の店の拡大	37
重点事項 3. 児童等の安全確保	38
(1) 通学路防犯広報啓発パトロールの実施	38
(2) 学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援	39
(3) 児童・生徒による防犯ボランティア活動の推進	39
重点事項 4. 防犯に配慮した生活環境整備	40
(1) 防犯灯の設置と適切な維持管理	40
(2) 防犯性の高い公園等の整備	41
(3) 盗難防止に配慮した駐輪場・駐車場づくり	41
(4) 空き家の適切な管理要請	42
(5) 違反広告物の除去	42
重点事項 5. 犯罪抑止重点対策の実施	43
(1) 犯罪抑止重点地区の指定	43
(2) 防犯まちづくり指導員と地域防犯推進員によるパトロールの実施	43
(3) 成田市駅前番所（えきばん）の運用	44
(4) 成田市移動駅前番所（移動えきばん）の運用	45
(5) 街頭防犯カメラの設置管理	46

資料編

資料 1. 成田市防犯まちづくり推進条例	49
資料 2. 成田市防犯まちづくり推進計画 策定経過	52
資料 3. 成田市防犯まちづくり推進協議会委員名簿	53



はじめに

私たちが暮らすこの成田市が、犯罪のない安全で安心なまちであることは、市民の誰もが願っていることです。

しかし、近年、市民生活において身近な場所で発生する窃盗犯、中でも車上ねらいや自転車盗など乗り物を対象とした手口が増加しており、加えて、通学途中の児童生徒に危害が加えられる事件が全国的に発生するなど、市民の治安に対する不安が広がっております。

このようなことから、安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることが必要であると考え、平成19年6月に「成田市防犯まちづくり推進条例」を制定、平成20年2月には、具体的な防犯対策を明らかにした「成田市防犯まちづくり推進計画」を策定しました。

これは、市はもとより、市民等および事業者が、自らの安全は自らが守ること、地域社会の安全についても当事者意識を持ち、協働して防犯活動に取り組む必要を認識していただくことを基本理念としています。

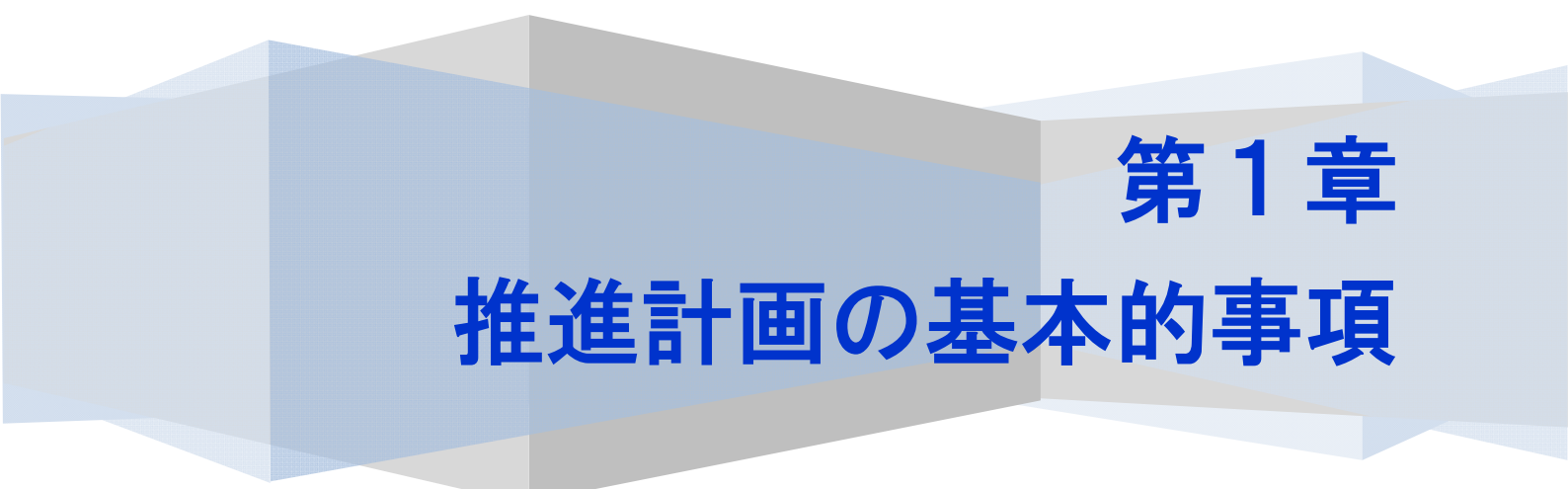
この推進計画も平成22年度を以って第1次計画期間が終了となることを受けて、このたび平成23年度から27年度までの5年間を期間とする第2次計画をここに策定するものです。

計画の推進にあたりましては、防犯まちづくりの基本理念に基づいて、市、市民等、事業者がそれぞれの役割を分担し、連携を図りながら取り組んでいく必要がございますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた皆様、並びに慎重なご審議をいただきました「成田市防犯まちづくり推進協議会」委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成23年3月

成田市長 小泉 一成



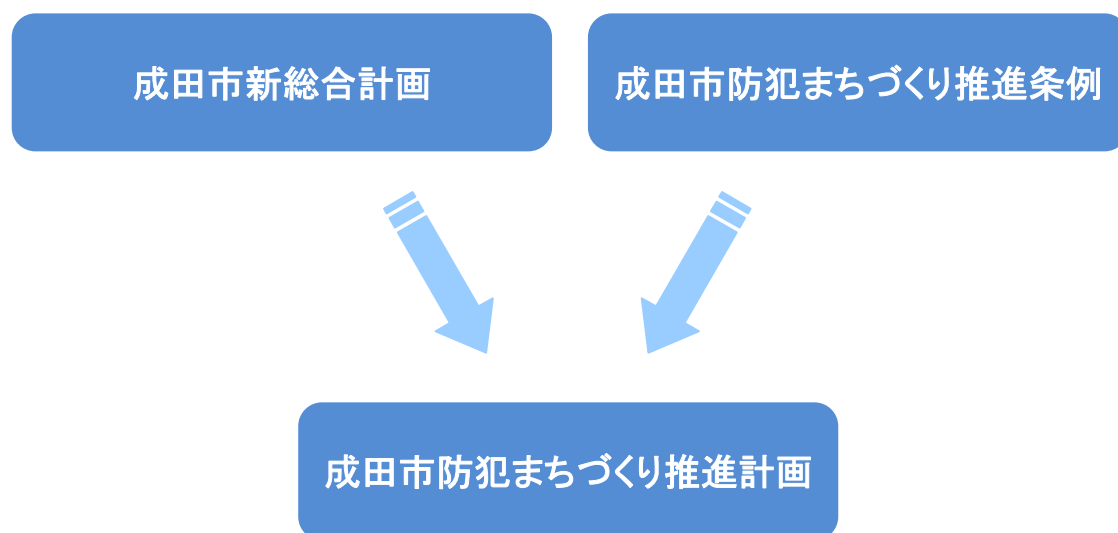
第1章 推進計画の基本的事項

1. 推進計画策定の趣旨

本市の基本構想・基本計画である「新総合計画」と、その実施計画である「総合5か年計画」において、市民が安全、安心、快適に暮らせる生活環境を作るための基本施策として「犯罪から市民を守る」ことが掲げられています。

この基本認識をもとに本市では、防犯まちづくり^{*1}の基本理念や市、市民等^{*2}及び事業者等の役割、および防犯まちづくりを推進する基本となる事項を定めた「成田市防犯まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成19年に制定しました。

この推進計画は、条例第7条の規定により、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確かなものとするために策定するものであり、第1次推進計画が平成22年度で終了することを受けて、第2次推進計画として策定するものです。



*1 防犯まちづくり

市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備、並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動のことを言う。

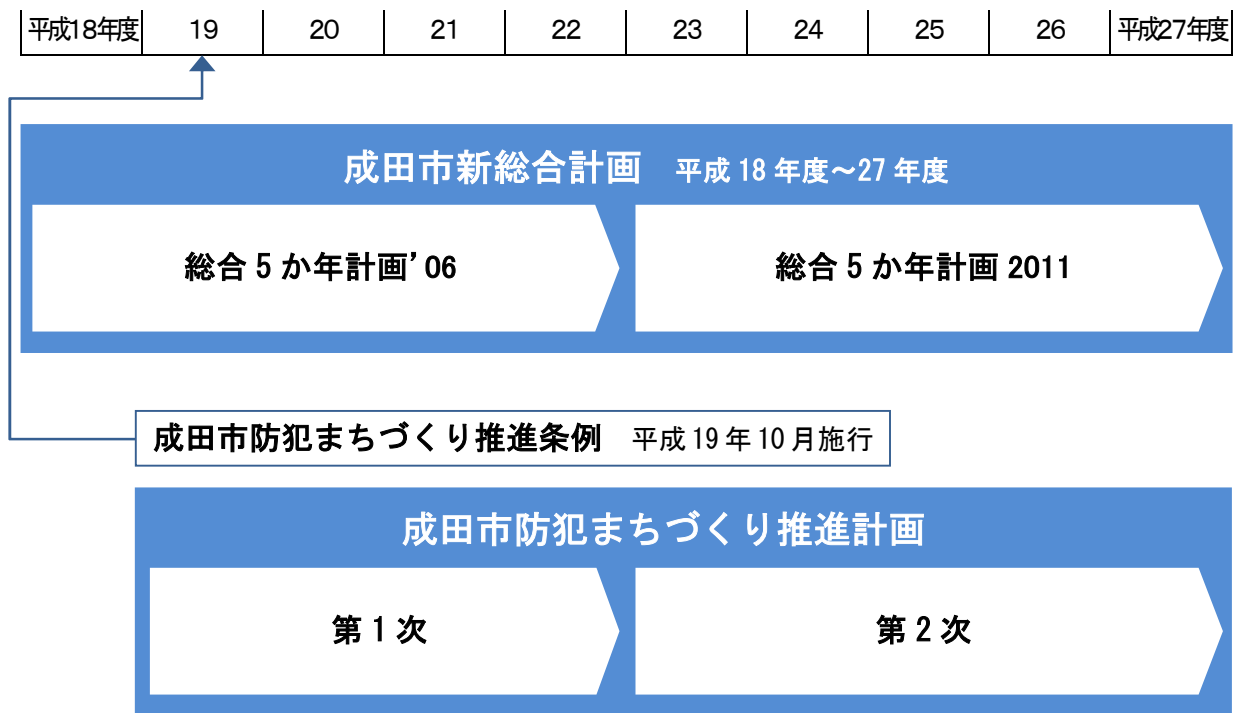
*2 市民等

市内に居住する者に加え、通勤・通学・旅行のために市内に滞在する者および市内を通過する者、そして市内の土地・建物・工作物の所有者および管理者を含む。

2. 推進計画の性格と期間

第2次推進計画の期間は、平成23年度を初年度とする総合5か年計画との整合を図り、平成23年度から27年度までの5年間とします。

ただし、地域特性や社会情勢・犯罪情勢等の分析と検討を加え、より効果的・効率的な実施に向けて推進計画の見直しを図るものとします。



第2章

成田市における犯罪の発生状況

1. 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数*¹は、平成8年以降年々増加傾向をたどり、平成14年には過去最高の4,048件が発生しています。

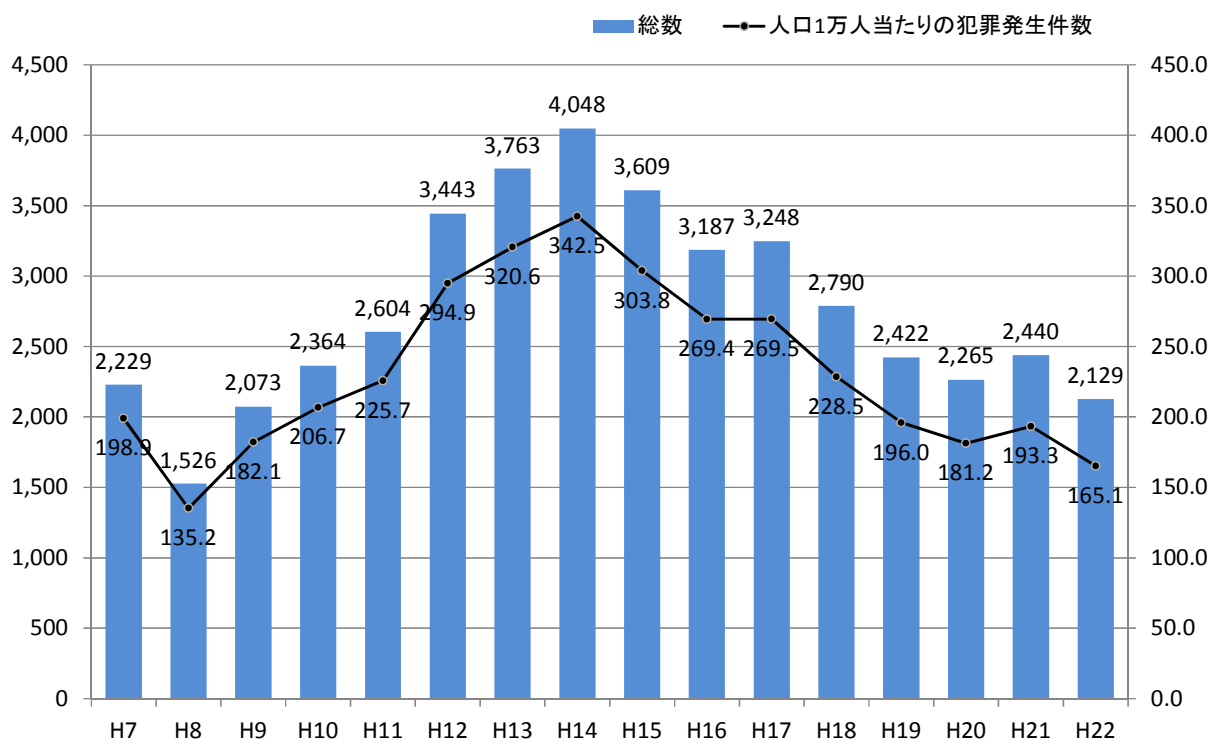
その後、自主防犯活動団体の設立や、市の青色回転灯パトロール車を活用したパトロールが開始されたことなどもあり、件数は年々減少する傾向にあります。

しかしながら、平成22年は2,129件の発生で、これは近年最も少なかった平成8年に比べて約1.4倍の件数となっています。

また、犯罪発生率の指標となる人口1万人当たりの犯罪発生件数も同様に、平成22年は165.1件で、前年比減少したものの千葉県全体の平均値148.5件を16.6件上回る数値となっています。

この数値は平成20年には県下8番目まで下がりましたが、平成21年には県下3番目、平成22年には県下7番目と、近年は高い発生率を示しています。

成田市の犯罪発生件数(刑法犯認知件数)



注:H17以前は合併前の下総町・大栄町の発生件数と人口を合わせた数値

*¹ 刑法犯認知件数
警察において被害届け出や告訴などにより発生を認めた件数。

人口1万人当たりの犯罪発生件数 県内市町村との比較

	H17		H18		H19	
1	東金市	295.6	千葉市	239.7	東金市	270.5
2	成田市	295.0	浦安市	237.9	千葉市	219.1
3	浦安市	274.2	酒々井町	232.4	習志野市	205.9
4	習志野市	271.9	成田市	228.5	印西市	202.9
5	千葉市	264.9	東金市	228.4	木更津市	202.0
6	酒々井町	234.0	習志野市	228.4	成田市	195.9
7	市川市	241.0	木更津市	224.2	浦安市	193.1
8	四街道市	233.3	四街道市	219.8	酒々井町	192.9

	H20		H21		H22	
1	一宮町	256.4	東金市	232.0	東金市	237.3
2	東金市	242.6	千葉市	197.3	酒々井町	188.8
3	印西市	233.2	成田市	193.3	市原市	184.8
4	酒々井町	203.0	市原市	189.0	一宮町	180.7
5	千葉市	200.5	印西市	185.7	千葉市	174.4
6	市原市	192.5	習志野市	174.9	茂原市	166.5
7	八街市	189.8	八街市	174.2	成田市	165.1
8	成田市	181.2	酒々井町	172.9	長柄町	162.7

2. 罪種別認知件数の推移

平成 22 年の罪種別認知件数を見ると、凶悪犯罪の発生件数は減少傾向にあることから、犯罪抑止と警察による取り締まりの効果が表れていると考えられます。

構成比の約 80%を占めている窃盗犯については、依然として高い発生数値を示していますが、近年中では平成 8 年に次いで少ない 1,671 件となっており、こちらにも犯罪抑止活動の効果が表れています。

罪種別犯罪発生件数〔()内は構成比〕

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯
H7	5 (0.2%)	59 (2.6%)	1,724 (77.3%)	316 (14.2%)	3 (0.1%)	122 (5.5%)
H8	5 (0.3%)	56 (3.7%)	1,283 (84.1%)	86 (5.6%)	1 (0.1%)	95 (6.2%)
H9	9 (0.4%)	77 (3.7%)	1,719 (82.9%)	76 (3.7%)	14 (0.7%)	178 (8.6%)
H10	10 (0.4%)	82 (3.5%)	1,941 (82.1%)	108 (4.6%)	29 (1.2%)	194 (8.2%)
H11	15 (0.6%)	91 (3.5%)	2,153 (82.7%)	89 (3.4%)	10 (0.4%)	246 (9.4%)
H12	19 (0.6%)	83 (2.4%)	2,884 (83.8%)	95 (2.8%)	8 (0.2%)	354 (10.3%)
H13	21 (0.6%)	92 (2.4%)	3,112 (82.7%)	117 (3.1%)	6 (0.2%)	415 (11.0%)
H14	26 (0.6%)	105 (2.6%)	3,366 (83.2%)	127 (3.1%)	12 (0.3%)	412 (10.2%)
H15	13 (0.4%)	88 (2.4%)	2,972 (82.3%)	134 (3.7%)	10 (0.3%)	392 (10.9%)
H16	19 (0.6%)	96 (3.0%)	2,574 (80.8%)	159 (5.0%)	9 (0.3%)	330 (10.4%)
H17	10 (0.3%)	76 (2.3%)	2,643 (81.4%)	156 (4.8%)	8 (0.2%)	355 (10.9%)
H18	12 (0.4%)	77 (2.8%)	2,176 (78.0%)	147 (5.3%)	10 (0.4%)	368 (13.2%)
H19	9 (0.4%)	80 (3.3%)	1,882 (77.7%)	130 (5.4%)	2 (0.1%)	319 (13.2%)
H20	9 (0.4%)	100 (4.4%)	1,730 (76.4%)	108 (4.8%)	15 (0.7%)	303 (13.4%)
H21	8 (0.3%)	79 (3.2%)	1,940 (79.5%)	81 (3.3%)	5 (0.2%)	327 (13.4%)
H22	7 (0.3%)	66 (3.1%)	1,671 (78.5%)	93 (4.4%)	5 (0.2%)	287 (13.5%)

注：罪種別の主な手口

凶悪犯…〔殺人，強盗，強姦，放火〕

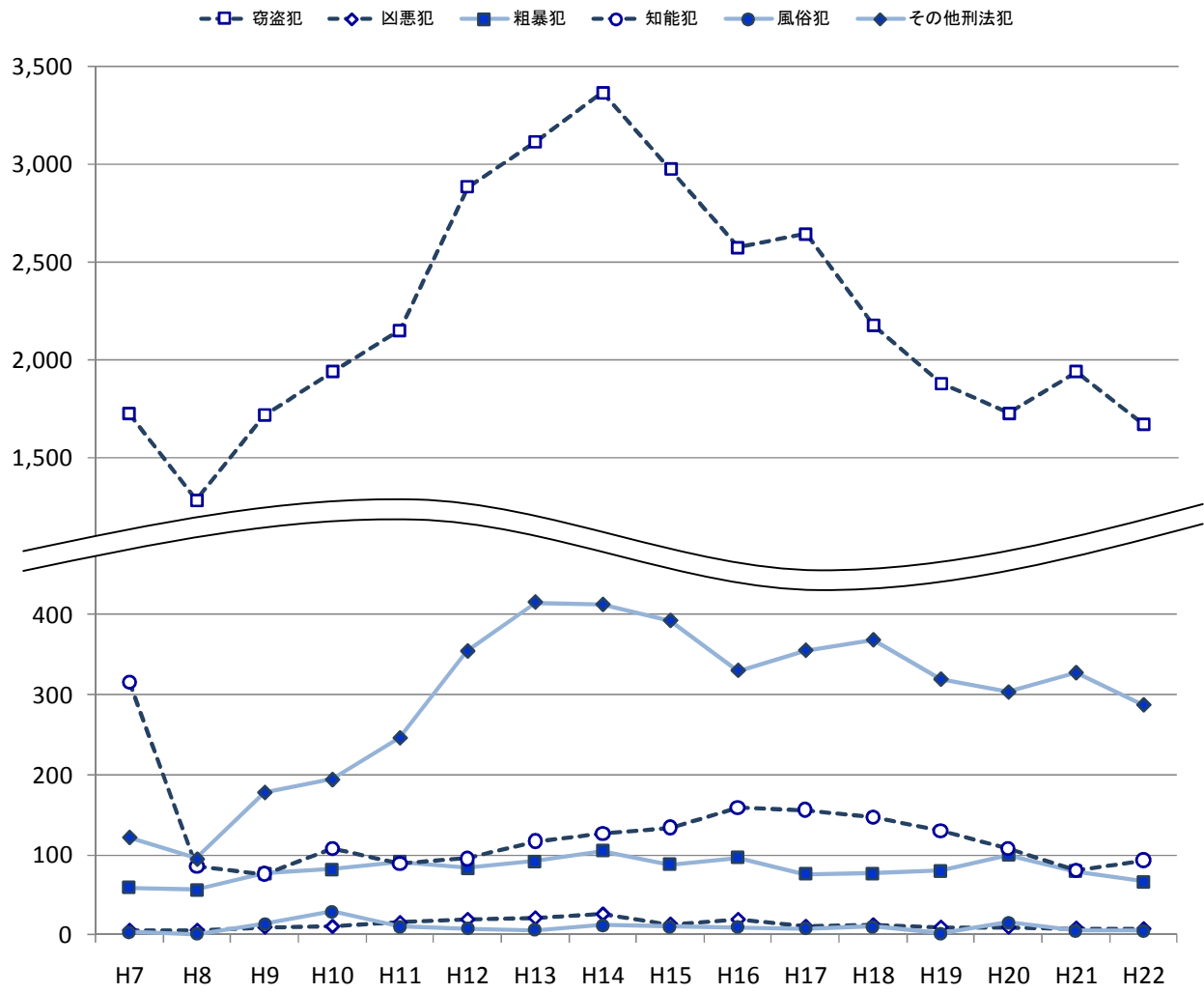
粗暴犯…〔暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合〕

窃盗犯…〔空き巣，忍込み，事務所荒し，出店荒し，自動車盗，オートバイ盗，自転車盗，車上ねらい，ひったくり，部品ねらい，自販機ねらい〕

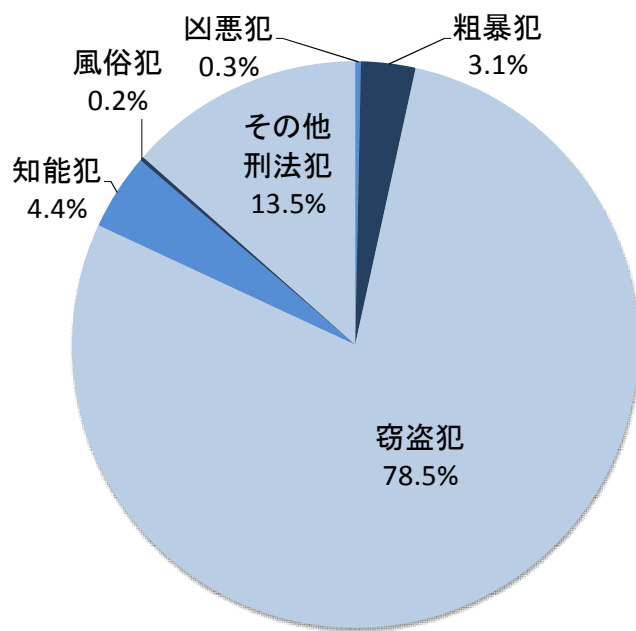
知能犯…〔詐欺，横領〕

風俗犯…〔賭博，わいせつ〕

その他刑法犯…〔住居侵入，占有離脱物横領〕



平成 22 年中
罪種別構成比



3. 窃盗犯罪の推移

刑法犯認知件数の一番大きな割合を占める窃盗犯は、大きく分類すると侵入盗と非侵入盗に分けられます。

近年の窃盗犯罪は、非侵入盗のうち乗り物を対象とした手口が多く、自転車盗、次いで車上ねらい、自動車盗の発生件数が上位を占めます。

平成 22 年中には、成田警察署と協働により積極的な抑止と啓発を図った結果、乗り物を対象とした手口の発生件数は前年比で減少しましたが、依然として高い数値を示しています。

また、空き巣や忍び込みなどの侵入盗が前年比で増加していることから、住宅地での犯罪発生の増加が懸念されます。

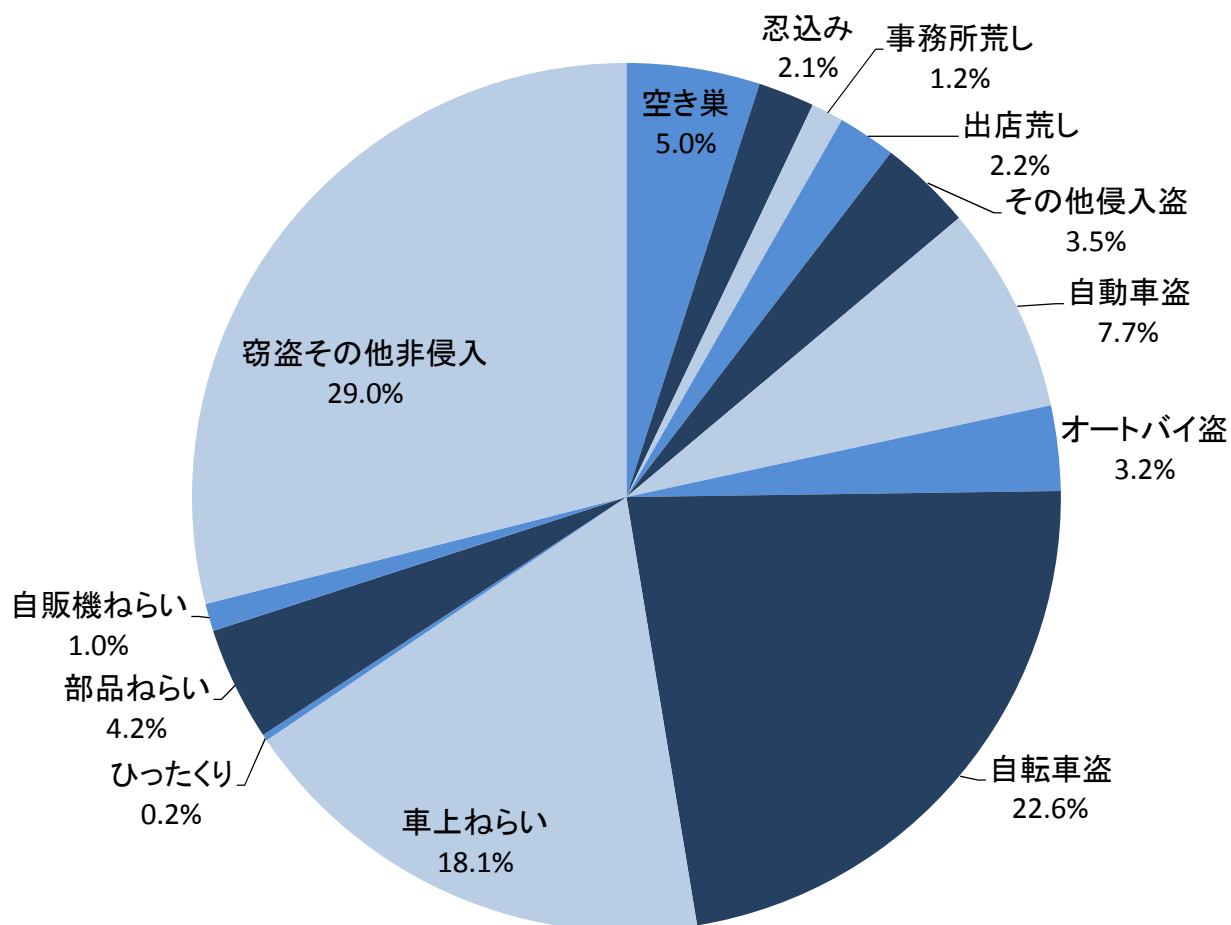
窃盗犯の手口別発生件数

年	空き巣	忍び込み	事務所荒し	出店荒し	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	部品ねらい	自販機ねらい	窃盗その他非侵入盗
H7	48	34	0	0	193	52	203	295	328	0	0	0	571
H8	43	12	0	0	94	49	201	258	190	0	0	0	436
H9	39	30	0	0	124	78	234	324	316	0	0	0	574
H10	52	18	0	0	162	85	177	314	416	0	0	0	717
H11	83	61	0	0	177	108	194	301	429	0	0	0	800
H12	183	26	0	0	214	179	232	399	617	0	0	0	1,034
H13	198	38	0	0	205	189	255	516	679	0	0	0	1,032
H14	249	26	57	60	95	108	253	798	664	12	170	130	744
H15	228	28	37	106	121	187	134	606	566	19	183	132	625
H16	145	39	43	56	92	92	174	473	419	15	154	125	747
H17	157	23	32	92	65	130	155	489	400	8	206	94	792
H18	106	12	30	63	57	115	119	408	350	19	155	42	700
H19	110	41	41	48	70	89	81	300	299	13	116	38	636
H20	81	15	33	26	55	140	54	379	195	9	131	17	595
H21	66	17	25	34	69	145	58	464	356	9	137	29	531
H22	83	35	20	36	58	129	53	378	303	4	71	17	484

注：事務所荒し、出店荒し、ひったくり、部品ねらい、自販機ねらいの区分はH14から。

窃盗その他非侵入盗には、置き引き、万引き、職場盗、払出盗、ATMねらい、窓口ねらい、すり等が含まれる。

平成 22 年中 窃盗犯の手口別構成比



4. 地域別にみる窃盗犯罪の発生状況

平成 22 年の窃盗犯発生件数を地域別に見てみると、ウイング土屋が最も多く、自転車盗や車上ねらい、その他非侵入盗として主に万引き等の発生が多数見られます。これは大規模店舗を抱える商業地域であるためと言えます。

馬橋，花崎町，公津の杜 4 丁目では，駅前であることから駐輪場における自転車盗が多数発生しています。また，赤坂 2 丁目も自転車利用者が多い店舗があるため，同様に自転車盗が多発しています。

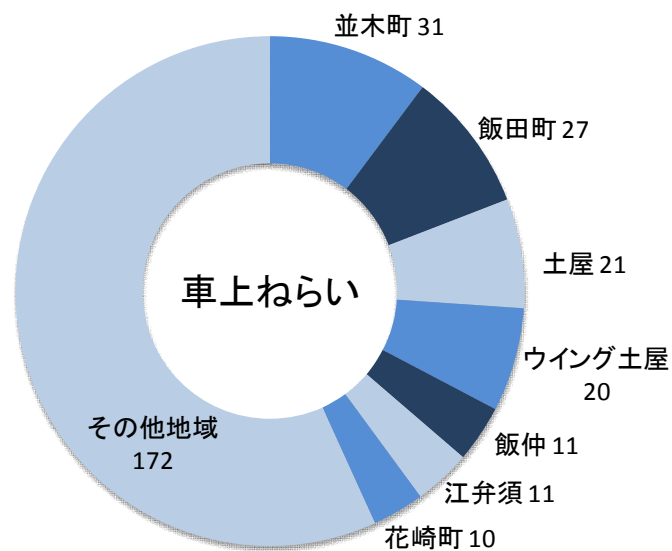
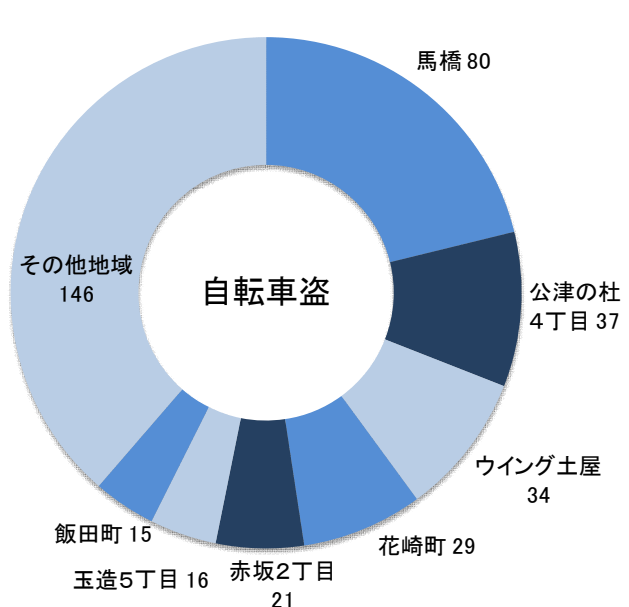
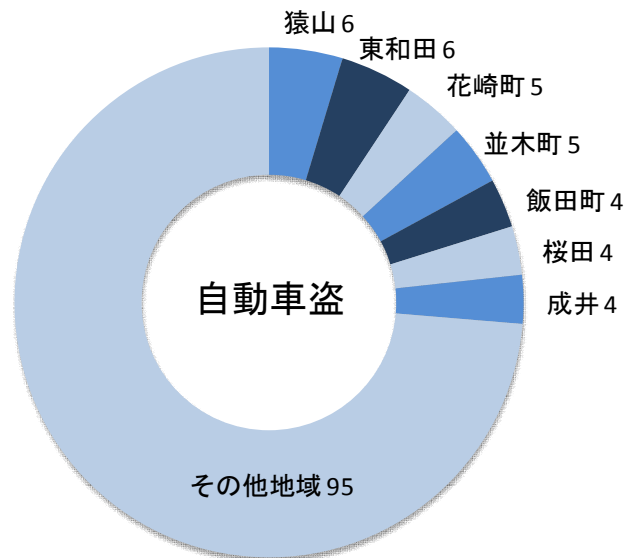
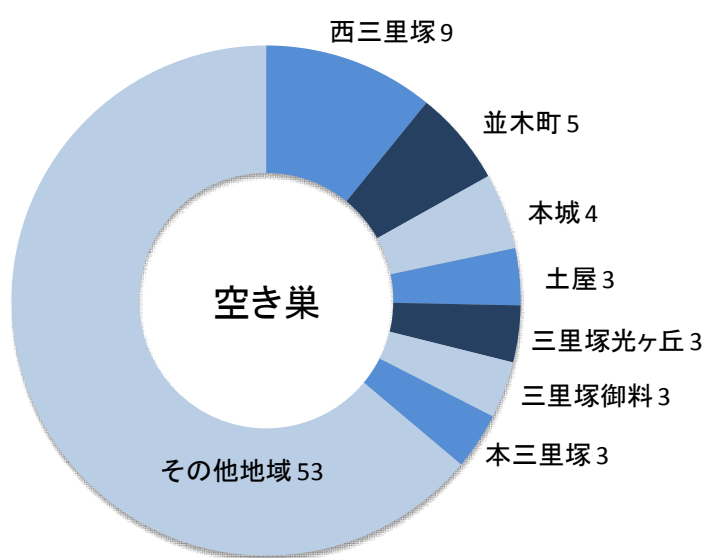
この他，集合住宅や店舗の多い飯田町，並木町，土屋などで，自動車盗や車上ねらい，部品ねらいを中心とした窃盗犯罪が多く見受けられます。

字別の窃盗犯発生件数(平成 22 年)

字名	計	空き巣	忍込み	事務所荒し	出店荒し	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	部品ねらい	自販機ねらい	窃盗その他 非侵入盗
ウイング土屋	131			1	3	1	1		34	20		3		68
馬橋	89							8	80			1		
花崎町	75	2	1		1		5	6	29	10		1	1	19
三里塚	72					1	1	1	3	4		1		61
飯田町	68	1	1		2	3	4		15	27			1	14
並木町	62	5	3	3	4	1	5		5	31		2		3
公津の杜4丁目	54						1		37			1		15
古込	50								1					49
土屋	48	3			1		3		5	21	1	8		6
赤坂2丁目	39								21	3				15
飯仲	33	1					3		7	11				11
西三里塚	27	9	2			1		1		7		2		5
三里塚御料	26	3	2			1	1		1	8		4		6
大竹	25	1				1		3	6	5		1	3	5
玉造5丁目	24	2				3			16					3
江弁須	22	1		1	4		1	1	2	11				1
猿山	22					1	6	2	7			2	1	3
東和田	21	1					6	1	1	3		1		8
公津の杜2丁目	20				2		3	1	2	7	1			4
本城	20	4	1		2		3	2	2	4				2

注：件数の多い 20 地区を抽出。三里塚及び古込は成田国際空港内の発生件数を含む。

平成 22 年中 主な窃盗犯罪の発生地域



5. 成田国際空港警察署管内の刑法犯認知件数

成田市内で発生した刑法犯認知件数のうち、成田国際空港警察署管内で発生したものは、平成18年には346件ありましたが、年々減少する傾向にあり、平成22年で198件の発生となっています。

平成22年の数値を手口別に見ると、窃盗犯の置引きが最も多く、管内発生約30%を占める59件が発生しています。

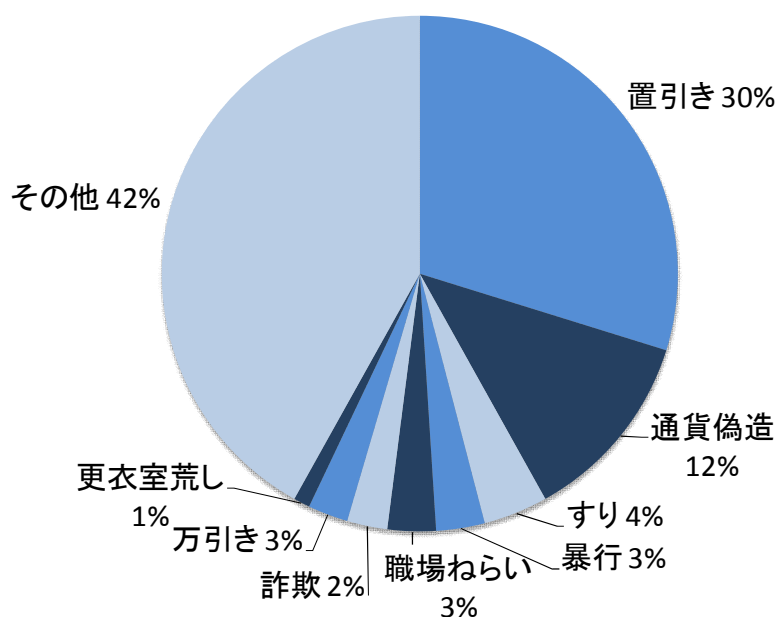
また、次いで多く発生している通貨偽造など、成田国際空港警察署管内で認知される手口には特殊性があります。

成田国際空港警察署管内の主な罪種

年	置引き	通貨偽造	すり	暴行	職場ねらい	詐欺	万引き	更衣室荒し	その他	計
H18	119	34	-	8	8	8	1	-	168	346
H19	81	36	-	12	12	7	6	-	92	246
H20	72	19	-	5	0	6	0	-	120	222
H21	55	15	9	9	6	9	8	17	70	198
H22	59	24	8	6	6	5	5	2	83	198

注：H20以前の「更衣室荒し」と「すり」の数値は、「その他」に含む。

平成22年中 成田国際空港警察署管内の主な罪種構成比



6. 不審者情報の状況

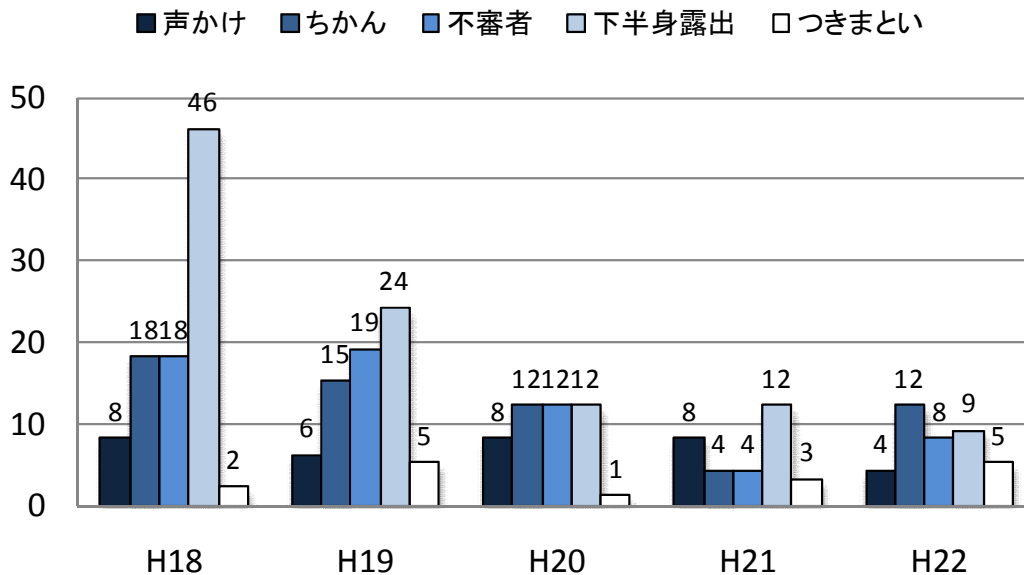
不審者情報とは、子どもや女性に不安を与える事案のことで、成田市では警察署で受理した事案の他、教育委員会で把握した情報が学校情報配信システムおよび成田市防災メールで配信されており、これらを合わせたものを下表およびグラフに示しています。

平成22年には前年比で若干増加したものの、平成18年の約4割にまで件数が減少しています。

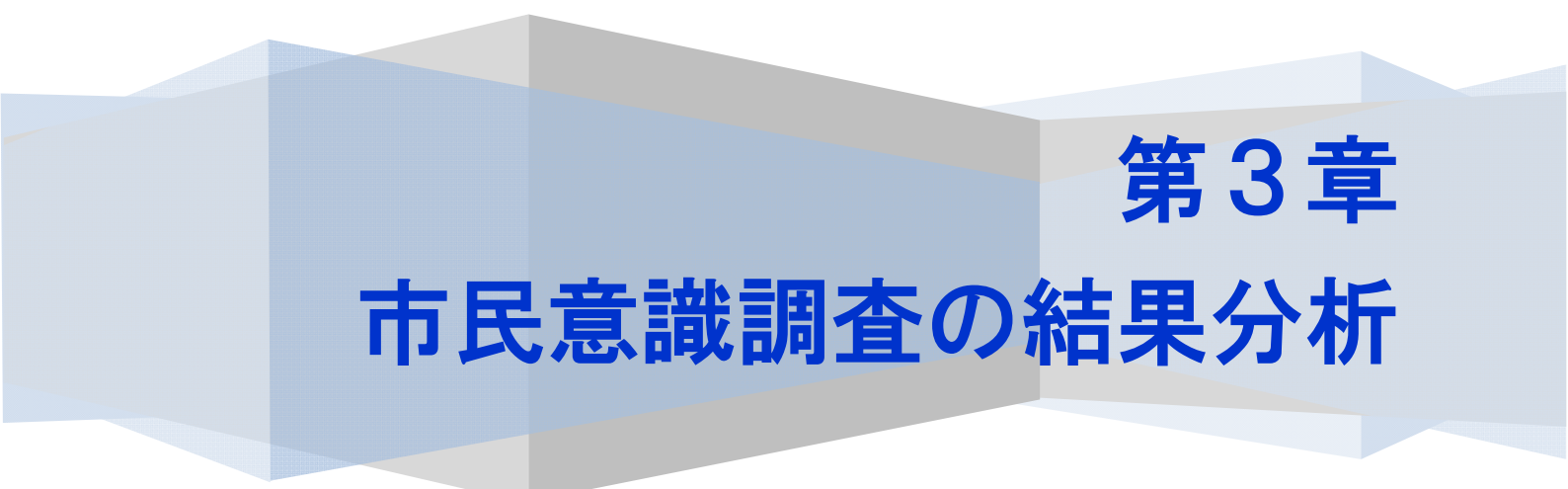
各年の不審者情報件数

年	声かけ	ちかん	不審者	下半身露出	つきまとい	計
H18	8	18	18	46	2	92
H19	6	15	19	24	5	69
H20	8	12	12	12	1	45
H21	8	4	4	12	3	31
H22	4	12	8	9	5	38

各年の発生種別



注：件数・種別ともに成田市独自の集計数値であるとともに、提供された情報の中には悪意のない声かけなどの錯誤情報が含まれている可能性があります。



第3章 市民意識調査の結果分析

1. 調査の目的と内容

この調査は、平成23年度を初年度とする総合5か年計画の策定にあたり、高度化・多様化する住民ニーズを的確に把握することを目的としたものです。

市内在住の20歳以上の市民6,000人を対象とし、住民基本台帳より無作為に抽出し調査を実施、有効回収票数は3,491票でした。

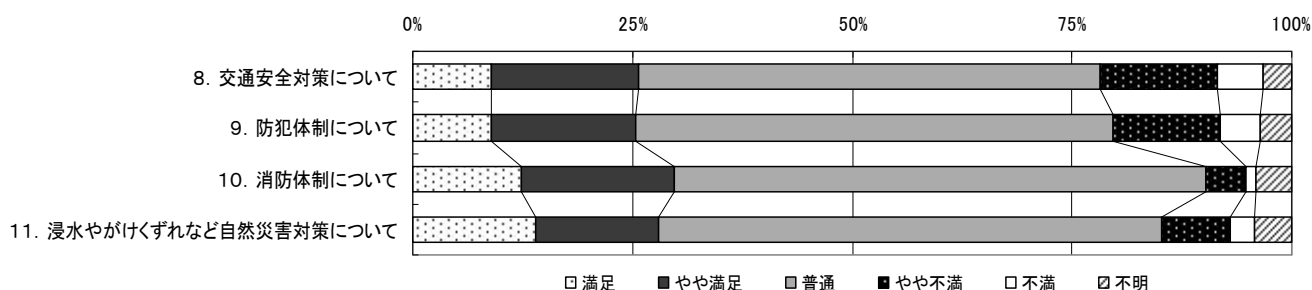
調査した項目のうち、防犯関連設問についての調査結果は以下のとおりです。

2. 防犯関連設問の調査結果

【問11 あなたの住んでいる地域の生活環境について日ごろどのように感じていますか。】

（安全性について）

生活環境の安全性に関する指標のなかで、「消防体制」、「浸水やがけくずれなど自然災害対策」については、満足が多く、不満が少なくなっています。「交通安全対策」、「防犯体制」については、不満が多くなっています。

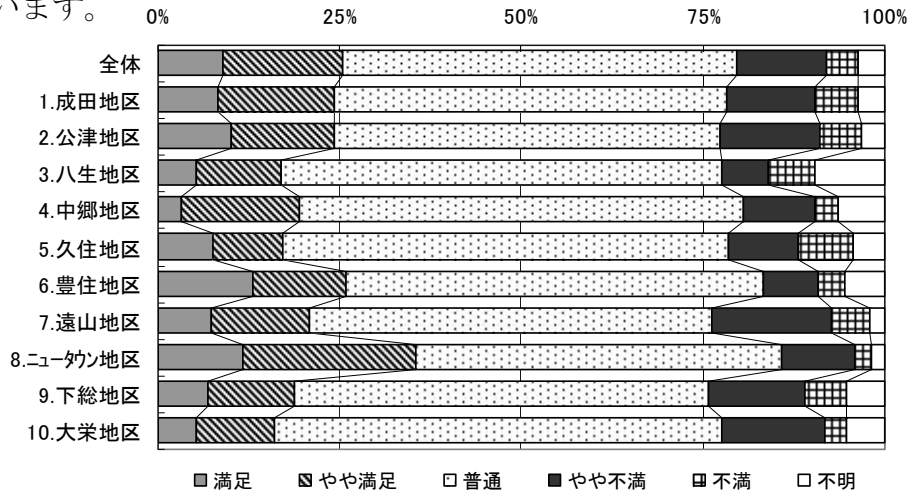


単位：回答数，構成比%

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	
8.交通安全対策について	314	581	1,835	464	183	114	
	%	9.0	16.6	52.6	13.3	5.2	3.3
9.防犯体制について	314	574	1,894	426	158	125	
	%	9.0	16.4	54.3	12.2	4.5	3.6
10.消防体制について	430	608	2,112	158	39	144	
	%	12.3	17.4	60.5	4.5	1.1	4.1
11.浸水やがけくずれなど自然災害対策について	487	488	2,000	270	100	146	
	%	14.0	14.0	57.3	7.7	2.9	4.2

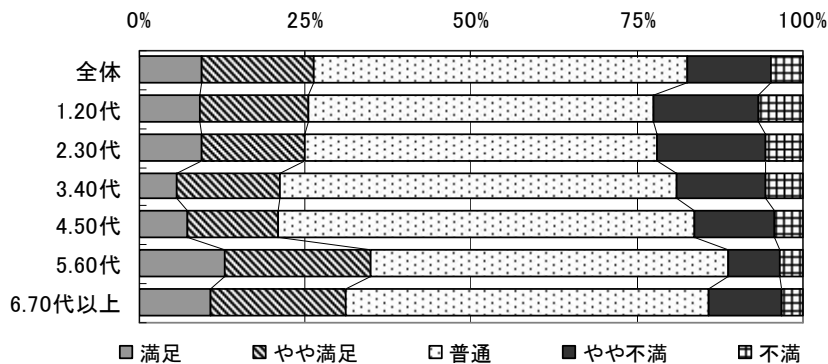
（防犯体制について 地区別結果）

防犯体制に対する評価では、「満足」または「やや満足」と答えた人の割合が最も高いのはニュータウン地区となっており、逆に割合が低いのは八生・久住・大栄地区となっています。



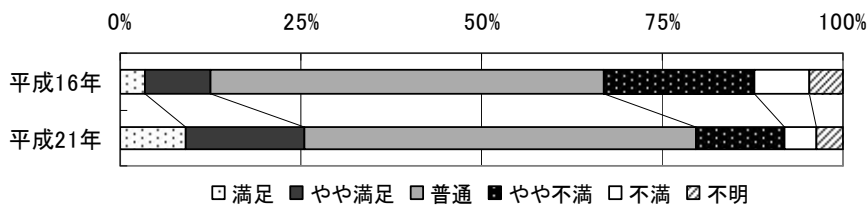
（防犯体制について 年代別結果）

防犯体制に対する評価では、「満足」または「やや満足」と答えた人の割合が高いのは60代・70代以上となっており、逆に割合が低いのは40代・50代となっています。



（防犯体制について 過年度調査との比較）

平成16年実施結果と比較してみると、「満足」「やや満足」は増加し、「やや不満」「不満」は減少しています。



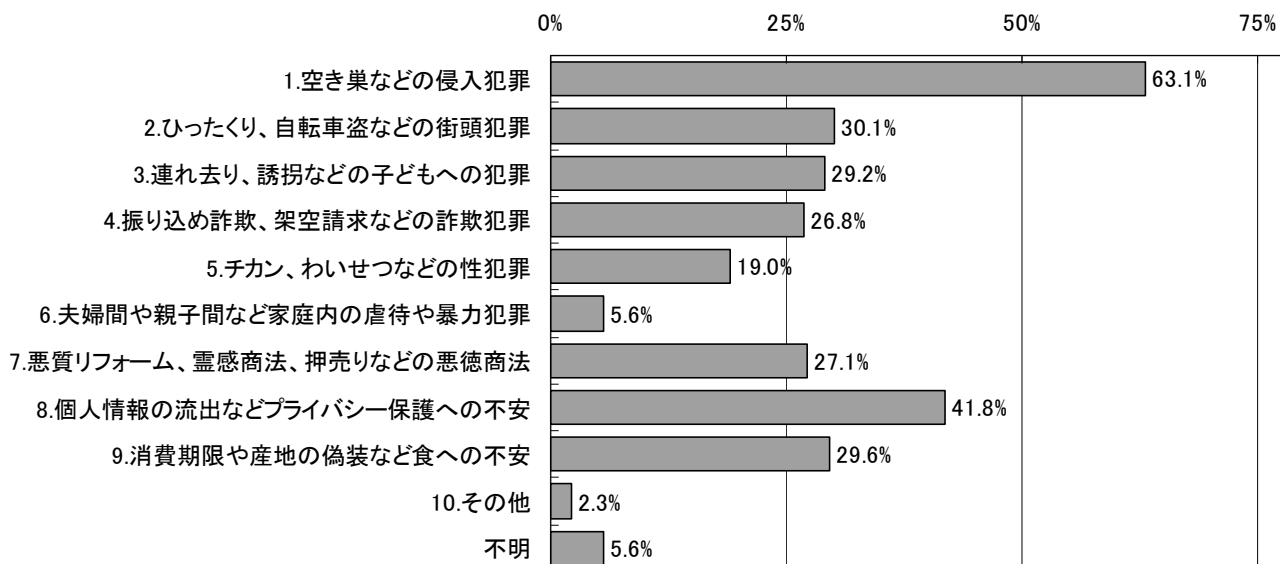
単位：構成比%

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明
H16	3.4	9.2	54.4	20.8	7.6	4.6
H21	9.0	16.4	54.3	12.2	4.5	3.6

【問 22 あなたの身の回りの犯罪等に関して、何か不安を感じることはありますか。】
(複数回答：あてはまるものすべて)

身の回りの犯罪等に関して不安を感じることについては、「空き巣などの侵入犯罪」が 2,203 人 (63.1%) と最も多く、次いで、「個人情報の流出などプライバシー保護への不安」が 1,459 人 (41.8%) と多くなっています。

地区別にみると、どの地区も「空き巣などの侵入犯罪」と答えた人の割合が最も高くなっています。次いで中郷地区では「悪質リフォーム、靈感商法、押売りなどの悪徳商法」、久住地区では「連れ去り、誘拐などの子どもへの犯罪」、その他の地区では「個人情報の流出などプライバシー保護への不安」と答えた人の割合が高くなっています。



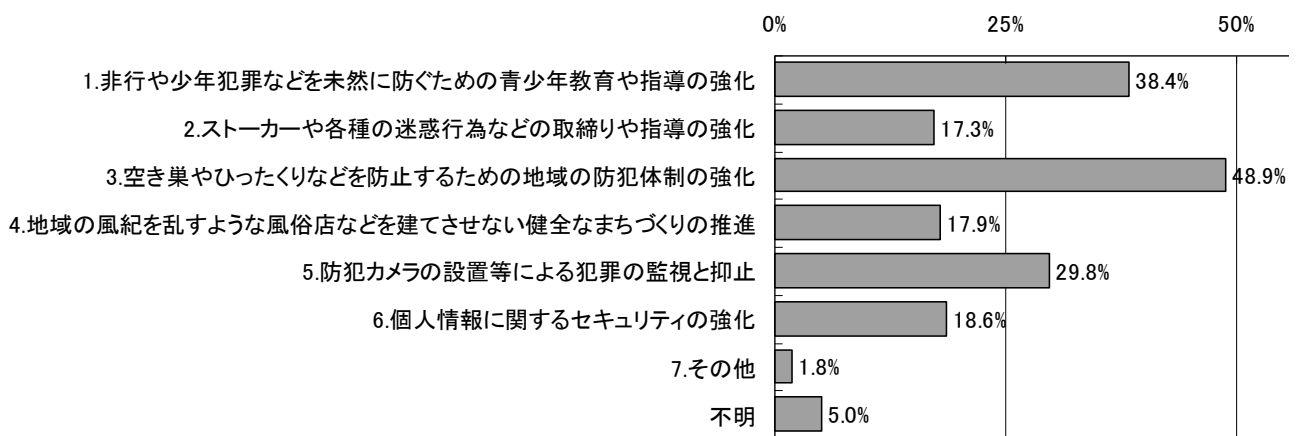
	回答数	回答率%
1. 空き巣などの侵入犯罪	2,203	63.1
2. ひったくり、自転車盗などの街頭犯罪	1,050	30.1
3. 連れ去り、誘拐などの子どもへの犯罪	1,018	29.2
4. 振り込め詐欺、架空請求などの詐欺犯罪	937	26.8
5. チカン、わいせつなどの性犯罪	662	19.0
6. 夫婦間や親子間など家庭内の虐待や暴力犯罪	195	5.6
7. 悪質リフォーム、靈感商法、押売りなどの悪徳商法	947	27.1
8. 個人情報の流出などプライバシー保護への不安	1,459	41.8
9. 消費期限や産地の偽装など食への不安	1,033	29.6
10. その他	80	2.3
不明	196	5.6
有効回収票数	3,491	—

【問 23 防犯対策についてどのようなことが重要だと思いますか。】

(複数回答：2つ以内)

防犯対策について重要なことは、「空き巣やひったくりなどを防止するための地域の防犯体制の強化」が 1,708 人 (48.9%) と最も多く、次いで、「非行や少年犯罪などを未然に防ぐための青少年教育や指導の強化」が 1,341 人 (38.4%)、「防犯カメラの設置等による犯罪の監視と抑止」が 1,042 人 (29.8%) と多くなっています。

地区別にみると、どの地区においても同様の結果となっています。



	回答数	回答率%
1. 非行や少年犯罪などを未然に防ぐための青少年教育や指導の強化	1,341	38.4
2. ストーカーや各種の迷惑行為などの取締りや指導の強化	605	17.3
3. 空き巣やひったくりなどを防止するための地域の防犯体制の強化	1,708	48.9
4. 地域の風紀を乱すような風俗店などを建てさせない健全なまちづくりの推進	624	17.9
5. 防犯カメラの設置等による犯罪の監視と抑止	1,042	29.8
6. 個人情報に関するセキュリティの強化	651	18.6
7. その他	64	1.8
不明	175	5.0
有効回収票数	3,491	—



第4章 推進計画の目標と対象範囲

1. 推進計画の目標

この推進計画は条例に基づき、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することで、安全に、かつ安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

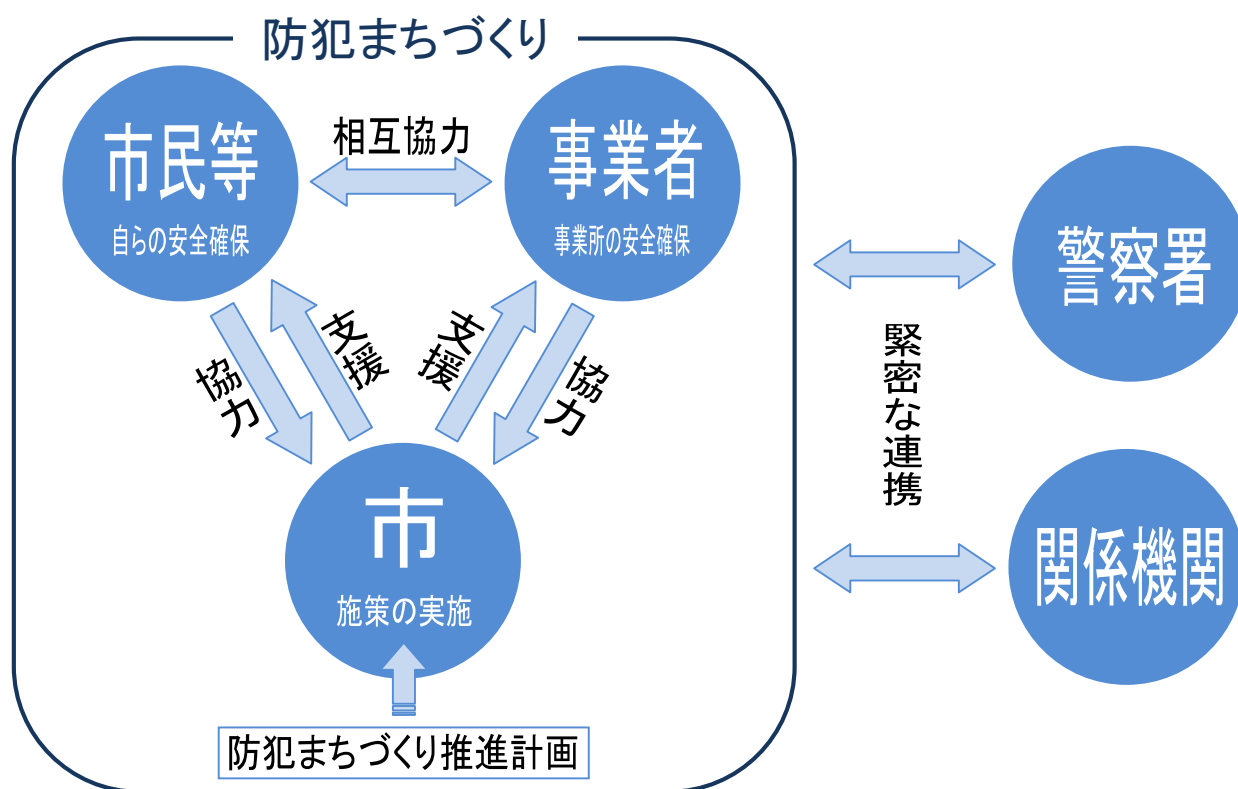
2. 推進計画の対象範囲

安全で安心なまちづくりに含まれる分野は様々なものがありますが、この推進計画においては犯罪の発生を未然に防止すること、「防犯」についてを対象範囲とします。

防災・消防・交通・保健福祉・消費生活の安全などについては、独立した枠組みで施策が体系化されているため、この推進計画の対象範囲には含みません。

犯罪には様々な罪種・手口がありますが、防犯まちづくりの必要性が強く認識されている要因には、市民が身近に不安を感じる窃盗犯、および子どもたちを対象とした犯罪の発生が挙げられます。

そこで、この推進計画では窃盗犯や子どもたちを対象とした犯罪を中心として、犯罪抑止と防犯意識の向上を図ることで、防犯まちづくりを推進することとします。



3. 成果指標の設定

この推進計画における各施策が有効に機能し、趣旨および目標に沿って推進されているかをわかりやすく把握するため、次のとおり成果指標および目標値を設定します。

成果指標①

犯罪の発生率を表す「人口1万人当たりの犯罪発生件数」を成果指標として設定します。

第1次計画では、計画初年度(平成19年)から最終年度(平成22年)にかけて27.5件減少したものの、目標値を達成することはできませんでした。第2次計画では引き続き平成8年当時の治安水準に回復することを目標として定めます。

成果指標①	平成8年	現状(平成22年)	平成27年目標値
人口1万人当たりの犯罪発生件数	135.2	168.5	135.0

成果指標②

市民が肌を感じている体感治安^{*1}を測るものとして、市民意識調査の「防犯体制について」の満足度を成果指標として設定し、「満足」「やや満足」の回答比率の向上を目標として定めます。

成果指標②	平成16年	現状(平成21年)	平成26年目標値
市民意識調査「防犯体制について」の満足度	12.6%	25.4%	40.0%

^{*1} 体感治安

統計で表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じている治安に対する感覚。

4. 施策の体系

目標	重点事項	実施施策
<p>市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することで、安全に、かつ安心して暮らせる地域社会を実現</p>	1. 自主防犯意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種広報媒体を活用した啓発 (2) 防犯まちづくりハンドブックの作成 (3) 防犯に関する講演、講習会の開催 (4) 防犯情報のメール配信
	2. 自主的な防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成 (2) 自主防犯活動団体への物品支援 (3) 自主防犯活動団体の活動事例紹介 (4) 自主防犯活動団体との連携活動 (5) 防犯指導員の活動活性化 (6) 事業者による協力活動の促進 (7) 防犯かけこみ 110 番の店の拡大
	3. 児童等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通学路防犯広報啓発パトロールの実施 (2) 学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援 (3) 児童・生徒による防犯ボランティア活動の推進
	4. 防犯に配慮した生活環境整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯灯の設置と適切な維持管理 (2) 防犯性の高い公園等の整備 (3) 盗難防止に配慮した駐輪場・駐車場づくり (4) 空き家の適切な管理要請 (5) 違反広告物の除去
	5. 犯罪抑止重点対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪抑止重点地区の指定 (2) 防犯まちづくり指導員と地域防犯推進員によるパトロールの実施 (3) 成田市駅前番所(えきばん)の運用 (4) 成田市移動駅前番所(移動えきばん)の運用 (5) 街頭防犯カメラの設置管理



第5章 重点事項別施策

重点事項 1. 自主防犯意識の醸成

《実施方針》

刑法犯認知件数の一番大きな割合を占める窃盗犯は、市民等一人ひとりの防犯意識を向上させることで未然に防止できるケースが多いと考えられるため、市民等そして市内で事業を営む事業者には、自らの安全は自らが守るという意識を高めてもらうことが重要です。

防犯への取組みの必要性が広く市民等に理解されるよう広報啓発を行うとともに、防犯知識の普及と犯罪発生の情報提供を行い、自主防犯意識の醸成を図ります。

《実施施策》

(1) 各種広報媒体を活用した啓発

市の広報誌、成田市ウェブサイトやケーブルテレビ等のメディアを活用して、防犯対策の必要性を意識啓発し、対策方法についての知識を普及します。

施策	実施目標
条例および推進計画の周知	広報媒体を活用した情報提供と防犯意識の啓発を継続的に実施します。
犯罪情勢等の情報提供と防犯意識の啓発	メディアによる防犯まちづくりの番組を作成・放映します。



広報なりたの特集「安全安心 加速する防犯まちづくり」
(平成 20 年 11 月 1 日号)



成田ケーブルテレビ「なりた知っ得情報」の特集
(平成 19 年 11 月)

(2) 防犯まちづくりハンドブックの作成

犯罪から身を守るために日々の生活の中で心がけてほしい知識と対策を、わかりやすくまとめたハンドブックを作成し、市民等に配付します。

施策	実施目標
防犯まちづくりハンドブックの作成、配付	内容の見直しと充実を図り、第2版を作成し配付します。 配付数：1,000部

(3) 防犯に関する講演、講習会の開催

市民等一人ひとりが防犯まちづくりの必要性を認識し防犯意識を向上させるため、専門の講師を招いて講演会を開催するほか、防犯指導員など防犯関係団体の会合において講習会を実施するため、警察官や市職員を派遣します。

施策	実施目標
防犯まちづくり講演会の開催	年1回開催 参加者数：200名
防犯講習会の実施	防犯指導員成田市部会に所属する支部全ての総会で開催 年開催回数：12回



防犯まちづくりハンドブック第1版
(平成20年10月作成)



防犯まちづくり講演会

(4) 防犯情報のメール配信

パソコンや携帯電話で情報を即時取得することができるメール配信サービスを利用し、警察署からのお知らせや発生事案の情報、不審者情報などを提供します。

施策	実施目標
メール配信サービスによる防犯情報の配信	成田市防災メールによる配信 登録者数：10,000名

防災メールの配信

項目	配信内容	
災害・気象 情報	災害情報	市内の災害発生、被害状況
	避難所・救護 情報	避難所・救護所等の開設状況
	気象情報	大雨・暴風・洪水などの警報の発表 台風の接近情報
	地震情報	震度4以上の地震が発生した場合、 震度・震源等
	光化学スモッグ 情報	注意報の発令・解除
消防情報	消防情報	火災発生・鎮火
防犯情報	警察情報	警察からのお知らせ
	不審者情報	不審者情報等



携帯電話のメールで情報を受信

重点事項 2. 自主的な防犯活動の推進

《実施方針》

犯罪のない安全で安心な地域づくりには、地域における人と人との連帯感（コミュニティ）を大切にし、お互いに支え合い、協働していくことのできる地域社会を形成していくことが重要です。

現在は自主防犯活動団体の設立が進み、各地域でパトロールが行われていますが、その活動の発展と継続、更に新たな団体の設立を進めるための支援体制を整えます。

また、防犯まちづくりの推進には、市民生活に密接なつながりを持つ事業者が、自ら防犯に配慮した対策を推進するとともに、地域社会の一員として防犯活動に参加することが求められます。

防犯への協力に関する覚書の締結や、防犯かけこみ 110 番の店の設置など、事業者による活動協力が進められており、引き続き協力体制の拡大を図ります。

《実施施策》

(1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯のリーダーとして活躍する人材を育成するため、地域防犯推進員を委嘱し、防犯まちづくり指導員の指導のもと防犯パトロールを実施することで知識・経験を養い、自主防犯活動の活性化を図ります。

施策	実施目標
地域防犯推進員活動	構成枠（一般公募・教職員・PTA・防犯指導員）の見直し 委嘱者数：200名 活動日数：241日 延べ活動人数：2,000名

地域防犯推進員(平成 22 年度)

構成	一般公募者	55名
	教職員	61名
	PTA	62名
	防犯指導員	17名
	合計	195名
活動時間	10:00～・14:30～・18:00～	
活動日数	242日	
延べ活動人数	1,805名	



地域防犯推進員による防犯パトロール

(2) 自主防犯活動団体への物品支援

地域の防犯活動の一環として防犯パトロールを行う団体に対し、必要な物品を貸し出すことで活動を支援します。

施策	実施目標
自主防犯活動団体への物品支援	組織団体数：40 団体 物品貸与数：3,000 個 (学校安全ボランティアを除く)

(3) 自主防犯活動団体の活動事例紹介

地域で活動している防犯活動団体の取り組み事例や、活動を通じて得た知識・経験などを紹介し、市民等への周知とパトロール活動の活性化を図ります。

施策	実施目標
自主防犯活動団体の活動事例紹介	団体相互の活動事例について意見を交換する会議を開催します。 広報誌等による紹介記事の掲載とメディアでの放映を行います。

自主防犯活動団体への支援

防犯パトロールベスト	248 着
青色合図灯	202 本
防犯パトロール帽	134 個
防犯腕章	680 枚
車用蛍光マグネット	459 枚
車用青色回転灯	2 個
合計	1,725 個

(平成 23 年 3 月末現在)



地域の自主防犯パトロール



防犯パトロールベスト



青色合図灯



防犯パトロール帽子



防犯腕章



車用青色回転灯

防犯パトロール実施中

車用蛍光マグネット

(4) 自主防犯活動団体との連携活動

市と自主防犯活動団体が連携した活動を行うことで、地域住民の防犯意識を高めるとともに、団体の活動活性化を図ります。

防犯まちづくり指導員が自主防犯活動団体のパトロール活動に同行し、市の防犯活動との連携を深めることでパトロールの活性化を図る自主防犯活動講座や、空き巣等の侵入犯罪が発生している地区において、地域の自主防犯活動団体と合同で行う防犯診断を実施します。

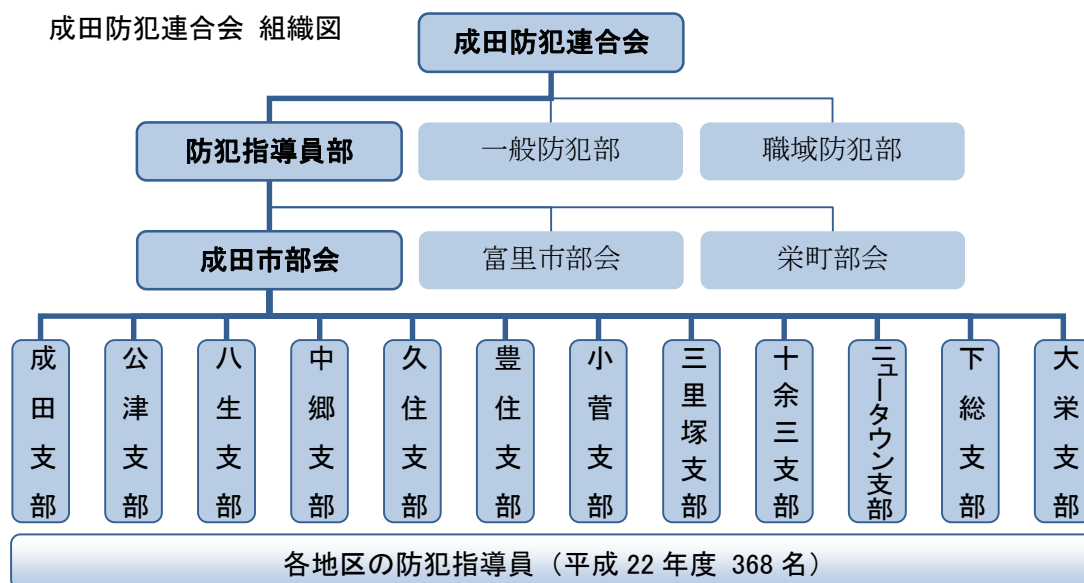
施策	実施目標
自主防犯活動講座の開催	開催回数：年 10 回 受講者数：200 名
合同防犯診断の実施	侵入盗発生状況に合わせて随時実施

(5) 防犯指導員の活動活性化

各区・自治会・町内会の推薦により委嘱されている防犯指導員について、その役割を再認識していただくとともに、各支部による防犯活動の活性化を図ります。

施策	実施目標
防犯指導員の活動活性化	委嘱者数：400 名 青色回転灯パトロール車の導入：12 支部

成田防犯連合会 組織図



(6) 事業者による協力活動の促進

「防犯への協力に関する覚書」の締結を進めることにより、事業者による防犯パトロールや、各種啓発活動への協力体制を整えます。

施策	実施目標
「防犯への協力に関する覚書」の締結	締結事業者数：50 事業者 協力車両台数（バイク含）：3,000 台 協力事業者情報交換会の開催：年1回

(7) 防犯かけこみ 110 番の店の拡大

コンビニエンスストアとガソリンスタンドを中心に協力を依頼し設置した「防犯かけこみ 110 番の店」を、必要に応じて他業種店舗へと拡大するとともに、「こども 110 番の家」「こども 110 番の店」と併せて周知を図ります。

施策	実施目標
防犯かけこみ 110 番の店の拡大	協力店舗の業種を拡大 設置協力店舗数：200 店舗

防犯への協力に関する覚書

締結事業者 21 事業者
協力車両 1,244 台（バイク含）

- ・「防犯パトロール協力車」記載のステッカー、マグネットを貼付
- ・高齢者宅へ訪問した際に、振り込め詐欺の注意喚起なども行う

防犯かけこみ 110 番の店

犯罪被害に遭う、遭いそうな時の緊急避難場所として設置

設置協力店舗
コンビニエンスストア 65 店舗
ガソリンスタンド 47 店舗
他 1 店舗 合計 113 店舗

（平成 22 年 3 月末現在）



防犯かけこみ 110 番の店

重点事項 3. 児童等の安全確保

《実施方針》

子どもたちは体が小さく抵抗する力を持ち合わせていないことや、正しい状況判断が出来ない場合があるなど、犯罪被害に遭いやすい存在です。特に誘拐や連れ去り、わいせつ行為などは子どもを対象とするケースが多いと言えます。

このような犯罪を未然に防止するため、特に児童や生徒の登下校時における安全確保に努めます。

青色回転灯パトロール車による防犯広報啓発活動を実施する他、学校教職員、保護者、地域住民が連携して行うパトロールや見守り活動、児童・生徒が行う防犯ボランティア活動の推進を図ります。

《実施施策》

(1) 通学路防犯広報啓発パトロールの実施

市内小中学校の学区を6つのブロックに分け、青色回転灯パトロール車6台による下校時の安全確保と、防犯広報啓発活動を実施します。

施策	実施目標
通学路防犯広報啓発パトロールの実施	勤務員の定期的な研修の実施と、活動時間や範囲、広報啓発内容などの見直しを行い、活動の強化を図ります。

通学路防犯広報啓発パトロール

青色回転灯パトロール車 6台
パトロール隊員 30名
(市シルバー人材センター委託)

活動時間

4月～9月 13:30～19:30
10月～3月 12:30～18:30

(平成22年度活動内容)



下校児童の見守り活動

(2) 学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援

学校教職員，保護者，地域住民が連携してパトロールや子どもの見守りを行う，学校安全ボランティアの組織化を推進し，必要な物品を貸し出すことで活動を支援します。

施 策	実施目標
学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援	組織団体数：40 団体 物品貸与数：1,000 個

学校安全ボランティアへの支援

防犯パトロールベスト	79 着
青色合図灯	43 本
防犯腕章	255 枚
車用蛍光マグネット	120 枚
合計	497 個

(平成 23 年 3 月末現在)



学校安全ボランティアの見守り活動

(3) 児童・生徒による防犯ボランティア活動の推進

各学校および警察署との連携を図り，児童・生徒が行う防犯ボランティア活動を推進します。

施 策	実施目標
児童・生徒による自主的な防犯活動の推進	JSL（ジュニアセーフティーリーダー）をはじめとした児童・生徒の活動参加を積極的に支援します。

重点事項 4. 防犯に配慮した生活環境整備

《実施方針》

防犯まちづくりを推進するためには、犯罪の起こりにくい施設や環境の整備が必要です。

防犯灯の設置や適切な維持管理、防犯性の高い公園や駐輪場・駐車場の整備など、公共空間における安全性の向上を図るとともに、防犯に配慮した住宅や事業所づくりを促進するため、助言と指導を行います。

《実施施策》

(1) 防犯灯の設置と適切な維持管理

夜間の通行者の安全を確保するため、生活道路を中心に防犯灯の設置を促進するとともに、点検・修繕を行うことで適切な維持管理に努めます。

また、環境に配慮した省エネルギー、高耐久モデルの導入を進めます。

施策	実施目標
防犯灯の設置促進	防犯灯を設置する区・自治会等に対しその経費の一部を補助 防犯灯数（成田市管理含む）：13,800 灯
防犯灯の適切な維持管理	防犯灯を維持管理する区・自治会等に対しその経費の一部を補助 対象防犯灯数：11,700 灯
省エネルギー、高耐久モデル防犯灯の導入	LED 防犯灯数 2,300 灯

防犯灯の設置状況

区・自治会・町内会管理

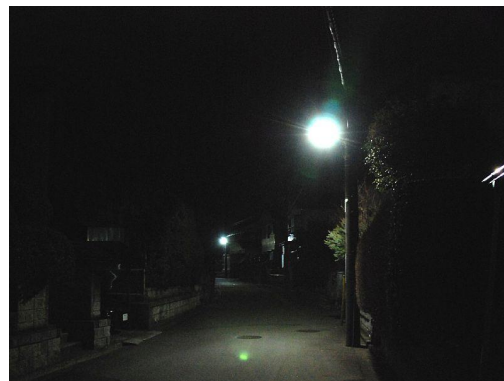
水銀灯 9,296 灯
蛍光灯 2,009 灯

成田市管理

水銀灯 1,898 灯
蛍光灯 280 灯
LED 灯 6 灯

合計 13,504 灯

（平成 23 年 3 月末現在）



LED 防犯灯の点灯試験を実施

(2) 防犯性の高い公園等の整備

公園等の整備にあたっては、見通しを確保するための樹種や樹木の配置の工夫、人や物の存在がすぐに確認でき、常に危険を回避できる明るさ確保のための照明等の整備に努めます。

施策	実施目標
防犯性の高い公園等の整備	既存公園内の樹木の剪定・伐採などを行い見通しの確保を図ります。

(3) 盗難防止に配慮した駐輪場・駐車場づくり

窃盗犯の中でも特に多発傾向が強いのが自転車盗・自動車盗・車上ねらいなど乗り物を対象とした手口であり、平成21年には1,160件発生、窃盗犯の60%近くを占めています。

そこで、発生場所を分析し多発している駐輪場・駐車場を中心に、盗難防止のための環境整備を推進します。

自転車盗・オートバイ盗の発生が多い市営駐輪場に、盗難防止のための設備を整備するとともに、利便性の向上により駐輪場の利用を促進し、放置自転車を減少させることで盗難の防止に努めます。

また、自動車盗や車上ねらい、部品ねらいが発生している駐車場の管理者に、防犯設備設置の指導と助言を行うとともに、利用者に対する啓発を実施することで犯罪の発生を防ぎます。

施策	実施目標
市営駐輪場の機械管理化	利用者の多いJR成田駅西口駐輪場をはじめ、市営駐輪場に盗難防止設備を整備します。 整備率：50% (市営駐輪場収容台数7,771台中3,886台)
駐車場における盗難防止設備の導入	成田警察署と連携し、駐車場管理者に対する防犯設備導入の指導と助言を行います。
駐輪場・駐車場利用者への意識啓発	成田警察署と連携し、利用者に対し確実な施錠等の自主防犯意識を啓発します。

市営駐輪場の概要

有料駐輪場

JR 成田駅東口	110 台
京成成田駅前	350 台
JR 成田駅西口	2,800 台
栗山	840 台

無料駐輪場

三里塚駅前	120 台
JR 下総松崎駅前	200 台
JR 滑河駅前	474 台
JR 久住駅前	162 台
JR 成田駅西口第 1	500 台
JR 成田駅西口第 2	230 台
JR 成田駅西口第 3	300 台
JR 成田駅西口第 4	50 台
京成公津の杜駅前	700 台
京成公津の杜駅側面	600 台
JR 成田駅東口	130 台
成田湯川駅前	205 台

合計 7,771 台

(平成 23 年 3 月末現在)



利用者の多い JR 成田駅西口駐輪場

(4) 空き家の適切な管理要請

不適切な管理や長期間放置された空き家は、地域環境の悪化につながり犯罪の現場になる恐れがあることから、その所有者及び管理者に適切な管理を要請します。

施策	実施目標
空き家の適切な管理要請	通報により現場を確認し、必要に応じて管理要請を行います。

(5) 違反広告物の除去

良好な景観の形成と風致の維持を阻害するはり紙、はり札等の違反広告物を除去することで、安全な環境づくりと青少年の健全な育成に努めます。

施策	実施目標
はり紙・はり札等の違反広告物の除去	除去枚数：年間 6,000 枚

重点事項 5. 犯罪抑止重点対策の実施

《実施方針》

成田市は多くの参詣客を集める成田山新勝寺や、日本の空の表玄関である成田国際空港を抱え、年間を通じて大勢の人が訪れるまちです。

市民はもとより、成田市を訪れる人にも安全と安心を提供することが求められています。

そこで、街頭犯罪*¹が多発している地区やその恐れがある地区を検証した上で「犯罪抑止重点地区」として指定し、重点的に犯罪抑止対策を実施します。

《実施施策》

(1) 犯罪抑止重点地区の指定

街頭犯罪が多発している地区やその恐れがある地区を検証した上で「犯罪抑止重点地区」として指定し、重点的に犯罪抑止対策を実施します。

施策	実施目標
犯罪抑止重点地区の指定	各年度ごとに指定地区の見直しを行います。

(2) 防犯まちづくり指導員と地域防犯推進員によるパトロールの実施（再掲→P34）

市、市民等、および関係団体が連携を図り、一丸となって防犯活動を推進するため、地域防犯推進員を委嘱し、警察官経験者を採用する防犯まちづくり指導員とともに、犯罪抑止重点地区を中心に青色回転灯パトロール車による巡回活動や、徒歩による街頭パトロールを実施します。

施策	実施目標
地域防犯推進員活動	構成枠（一般公募・教職員・PTA・防犯指導員）の見直し 委嘱者数：200名 活動日数：241日 延べ活動人数：2,000名

*¹ 街頭犯罪

街頭において発生する犯罪の総称。主な罪種〔路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらい〕

(3) 成田市駅前番所（えきばん）の運用

JR 成田駅西口における市民及び駅利用者の安全を確保するため、駅前番所員による立番と巡回を行い、犯罪の未然防止と事件・事故発生時の被害拡大の防止に努めます。

施策	実施目標
成田市駅前番所（えきばん）の運用	開所日数：365日（年間を通じ毎日） 活動時間 18:00～25:15

成田市駅前番所（えきばん）

開所日 年間を通じ毎日
活動時間 18:00～25:15
(最終電車到着後まで)

活動内容

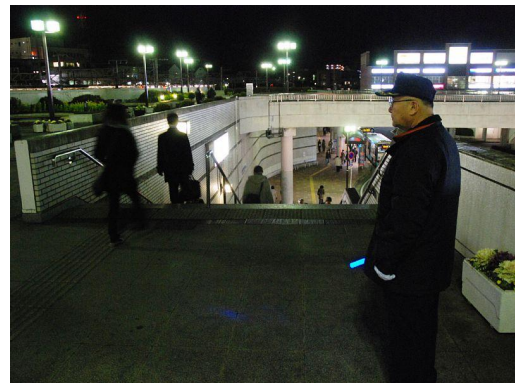
JR 成田駅西口における市民及び駅利用者の安全を確保
立番と巡回による犯罪の未然防止と、事件・事故発生時の被害拡大の防止、警察署との連絡調整

駅前番所員 2名体制
警察官 OB 7名雇用

(平成 22 年度活動内容)



駅前番所員



駅利用者の安全のために

(4) 成田市移動駅前番所（移動えきばん）の運用

えきばんの防犯効果を市内全域に拡大するため、犯罪抑止重点地区と市内各駅、地区主要公園，及び犯罪・不審者情報発生箇所を主体に，移動えきばん車により駐留と巡回を行います。

施 策	実施目標
成田市移動駅前番所（移動えきばん）の運用	活動日数：365日（年間を通じ毎日） 時間の延長と範囲の拡大により活動の強化を図ります。

成田市移動駅前番所(移動えきばん)

開所日 年間を通じ毎日
活動時間 平日 18:00～24:00
土日祝日 10:15～24:00

活動内容

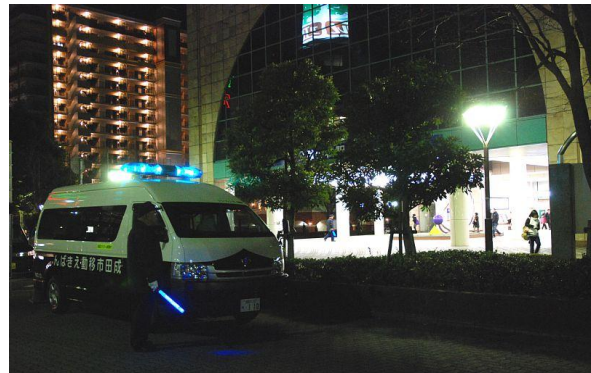
えきばんの防犯効果を市内全域に拡大するため、犯罪抑止重点地区と市内各駅、地区主要公園，及び犯罪・不審者情報発生箇所を主体に，移動えきばん車により駐留・巡回

駅前番所員 2名体制
警察官 OB 11名雇用

(平成22年度活動内容)



移動えきばん車



機動力を活かし各所で活動

(5) 街頭防犯カメラの設置管理

防犯パトロールなどの「人の目による犯罪抑止」には時間的な制約があることから、これを補完するために街頭防犯カメラを設置し、市民等を見守るとともに街頭犯罪の抑止効果を高めます。

設置管理にあたっては、「成田市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、適切な管理運用を行うものとします。

施 策	実施目標
街頭防犯カメラの設置管理	犯罪抑止重点地区に設置することで街頭犯罪の抑止効果を高めます。 設置台数：50 台 設置箇所は、犯罪発生状況を分析した上で、防犯まちづくり推進協議会が決定します。

街頭防犯カメラ

防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り、設置運用の要綱を策定

犯罪抑止重点地区に設置

設置台数	花崎町	4 台
	上町	6 台
	合計	10 台

(平成 22 年 3 月末現在)



設置された街頭防犯カメラ



24 時間まちの安全を見守る



資料編

資料 1. 成田市防犯まちづくり推進条例

平成19年6月29日成田市条例第31号

成田市防犯まちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯まちづくりの基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、防犯まちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市民等が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯まちづくり 市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識して行われなければならない。

- 2 防犯まちづくりは、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。
- 3 防犯まちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、防犯まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市域を管轄する警察署（以下「警察署」という。）その他の関係行政機関及び防犯関係団体と緊密な連携を図るものとする。
- 3 市は、市民等及び事業者が行う防犯まちづくりを尊重するとともに、必要な支援を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、防犯まちづくりについての理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組

むよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり推進計画の策定)

第7条 市は、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「防犯まちづくり推進計画」という。）を策定するものとする。

(啓発活動の推進)

第8条 市は、市民等及び事業者の防犯意識の高揚を図り、これらの者が自主性をもって犯罪の発生防止に取り組むことができるよう、犯罪の発生状況等の情報の提供、防犯に関する知識の普及その他の啓発活動に努めるものとする。

(自主防犯団体等への支援)

第9条 市は、自主的に防犯活動を行う、区、自治会、町内会（以下「自治会等」という。）その他の団体に対し、必要な情報の提供、技術的助言及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

(防犯協力事業者への支援)

第10条 市は、市と協働して防犯活動に取り組む事業者と防犯への協力に関する覚書を締結し、当該事業者に対し、必要な情報の提供及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

(犯罪抑止重点地区の指定)

第11条 市は、警察署との協議により、犯罪が多発している地区を犯罪抑止重点地区として指定し、防犯まちづくりに関する施策を重点的に実施するものとする。

(協議会の設置)

第12条 防犯まちづくりを推進するため、成田市防犯まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 防犯まちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 防犯まちづくり推進計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防犯まちづくりに関し必要な事項

2 協議会は、防犯まちづくりに関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会等の連合団体の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 防犯関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第17条 協議会は、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、防犯主管課において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料2. 成田市防犯まちづくり推進計画 策定経過

平成17年

- 8月 成田市安全安心まちづくり委員会を設置し、関係団体・知識経験者による16名を委員に委嘱
- 10月 平成17年度第2回 成田市安全安心まちづくり委員会を開催し、防犯対策根拠規定の整備についての検討

平成18年

- 10月 平成18年度第2回 成田市安全安心まちづくり委員会を開催し、防犯対策根拠規定条例骨子（案）について検討

平成19年

- 3月 平成18年度第3回 成田市安全安心まちづくり委員会を開催し、防犯対策根拠規定条例（案）について検討
- 6月 成田市防犯まちづくり推進条例 公布
- 7月 成田市防犯まちづくり推進協議会の市民委員を公募
- 10月 成田市防犯まちづくり推進条例 施行
成田市防犯まちづくり推進協議会を設置し、市民委員・関係団体・知識経験者による19名を委員に委嘱
第1回協議会を開催し、成田市防犯まちづくり推進計画（案）について審議

平成20年

- 2月 平成19年度第2回 成田市防犯まちづくり推進協議会を開催し、推進計画最終案について審議，策定

平成21年

- 9月 推進計画の一部内容を改訂，街頭防犯カメラの設置を追加

平成22年

- 11月 平成22年度第1回 成田市防犯まちづくり推進協議会を開催し、現計画の成果を報告，ならびに第2次計画素案について提案

平成23年

- 1月 平成22年度第2回 成田市防犯まちづくり推進協議会を開催し、第2次計画パブリックコメント用の素案について審議
- 2月 パブリックコメントの実施
- 3月 平成22年度第3回 成田市防犯まちづくり推進協議会を開催し、第2次計画最終案について審議，策定

資料3. 成田市防犯まちづくり推進協議会委員名簿

氏名	区分
会長 大澤 浩一	防犯関係団体の代表者
副会長 渡辺 信	防犯関係団体の代表者
委員 角田 正美	公募による市民
委員 大竹 正美	公募による市民
委員 黒田 昇	自治会等の連合団体の代表者
委員 大廣 倉万	商工業関連団体の代表者
委員 高木 芳子	商工業関連団体の代表者
委員 栗田 好幸	防犯関係団体の代表者
委員 岩澤 衛	防犯関係団体の代表者
委員 成毛 由興	防犯関係団体の代表者
委員 折戸 勝利	防犯関係団体の代表者
委員 石橋 孝之	関係行政機関の職員
委員 首藤 敬治	関係行政機関の職員
委員 鈴木 一彦	教育関係団体の代表者
委員 芳澤 直美	教育関係団体の代表者
委員 小島 和子	市長が必要と認める者
委員 福田 理佳	市長が必要と認める者
委員 星野 栄	市長が必要と認める者

(平成23年3月現在)

第2次成田市防犯まちづくり推進計画

発行：平成23年3月

編集：成田市市民生活部交通防犯課
〒286-8585

成田市花崎町760番地

電話 0476-22-1111（大代表）

登録番号：成交10-065